

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部安心居住課（06-6208-9648） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6536）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	居住安定援助計画（居住安定援助賃貸住宅事業）の変更の認定
概 要	<p>居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）は、住戸の広さ、構造、設備等の一定の認定基準を満たし、日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者に対し、居住支援法人等と賃貸人が連携して援助（安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ）を行う賃貸住宅で、法に基づいて認定された住宅です。</p> <p>当該認定を受けた居住安定援助計画の変更（国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をするときは、変更の認定申請を行い、市長が変更の認定を行います。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第44条 国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 第21条～第23条 大阪市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱 第5条</p> <p>(<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000660895.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000660895.html</a>)</p> <p>大阪府居住安定確保計画 第2.1</p> <p>(<a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/kyojyuuantei_plan/">https://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/kyojyuuantei_plan/</a>)</p>
審査基準	<p>【変更認定基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定基準に準じる</li> </ul> <p>【軽微な変更基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 認定事業者が法人である場合においては、その役員の氏名の変更</li> <li>② 認定事業者が未成年者でその法定代理人が法人である場合においては、その代表者及び役員の氏名の変更</li> <li>③ 居住安定援助賃貸住宅の名称の変更</li> <li>④ 法第四十条第二項第七号に規定する専用戸数の増加に係る変更</li> <li>⑤ 家賃、敷金又は共益費の減額に係る変更</li> <li>⑥ 居住安定援助の対価の減額に係る変更</li> <li>⑦ 居住安定援助賃貸住宅への入居に関する問合せを受けるための連絡先の変更</li> <li>⑧ 前各号に掲げるもののほか、居住安定援助賃貸住宅事業の実施に支障がないと大阪市長が認める変更</li> </ol>
標準処理期間	1ヶ月
経由日数	—
提出先	都市整備局企画部安心居住課 福祉局高齢者施策部高齢施設課
提出時期	随時
提出方法	申請書及び添付書類を作成し提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部安心居住課 福祉局高齢者施策部高齢施設課
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000659439.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000659439.html</a>
備 考	